



Vol.98

杜若経営法律事務所 弁護士 岡 正俊

★後遺障害等級 10 級の決定を受けた事故について労働者が故意に事故を起こしたと認定され請求が棄却された裁判例

今月のニュースレターは、後遺障害等級 10 級の決定を受けた事故について労働者が故意に事故を起こしたとして会社に対する損害賠償請求が棄却された裁判例（東京地裁令和 4 年 3 月 30 日判決）をご紹介します。

私も、工場での事故について会社に損害賠償請求がなされた訴訟において、事故自体がなかった（偽労災）とか労働者の自作自演であるといった主張をした事件が何件かありましたが、会社主張が認められるのは容易ではないと思います。あくまで私の個人的見解ですが、裁判所としては過失相殺によってバランスをとろうと考えるため、事故が労働者の故意によるものだと裁判所が認定するのはかなり勇気がいることだと思っています。本件では労働者の故意による事故であることを裁判所が認定しており、珍しい裁判例だと思います。

1 事案の概要

本件は、被告の元従業員である原告が、被告に対し、被告において就業中に負傷したとして、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権に基づき、約 2200 万円の支払等を求めた事案です。

原告は平成 16 年に被告に入社しました。事故があったのは平成 30 年でしたので、原告は 14 年ほど被告で勤めていたこととなります。原告は、フットペダル式のプレス機を操作していたところ、左手指がプレス機にはさまれる事故に遭いました。これにより、原告は、左示指末節骨開放骨折及び左中指末節骨開放骨折の傷害を負いました。その後症状固定の診断を受け、**後遺障害等級 10 級の 6 に該当する決定がされ、特別給与や障害特別給付金、休業補償給付、休業特別支給金を受けました。**

2 被告の主張

被告は、原告が故意に事故を起こしたと主張しており、その根拠として主に以下のような主張をしました。

- ・ 原告はプレス機にカスがあり手で払おうとしたと主張するが、カスが付着することはない。
- ・ 原告はカスをエアブローで飛ばしたと主張するが、プレス機にエアブローは設置されていない。
- ・ よって原告が主張するように、エアブローで飛ばしたはずのカスがプレス機に残っていたので、手で払おうとした際に事故が起こったとは考えられない。
- ・ 両足を踏ん張っている状態でプレス機のペダル（床面から 18 cm の高さ）に右足を置くことは不可能である。
- ・ 原告は被告の指摘を受けて主張を変更したが、ふらついたときにペダル上面まで足をあげることは考え難く、右足内側をひっかけてもペダルは踏み込めない。
- ・ 原告は過去に金銭がらみのトラブルを起こしており、本件事故当時も被告代表者からの借金を返済できない状態で金に困っていた。

- ・ 原告は過去に労災給付を受給した経験がある。
- ・ 原告は被告代表者に対して就業中に大けがをしたいなどと発言していた。
- ・ 原告の母親も、原告は以前に受けた傷害補償給付に味を占めたのではないかと話していた。

3 裁判所の判断

(1) 事故態様に関する原告の供述の不合理性

原告の供述する態勢ではペダルを踏み込むことができないとして原告の供述が不合理であるとし、ペダルを誤って踏んだという旨の原告の供述は信用することができないとしました。また、進行協議期日における原告の事故状況の再現内容にも不自然さが認められるとしました。

(2) その他の事情

原告には被告や被告の代表者から借入れがあるなどして金銭的に余裕がない状態であったとし、過去に同様の事故を起こして保険給付を受けた経験があること、今回の事故によって得られる経済的利益は原告の収入と比較すると相当高額といえることなどの事情を鑑みると、原告が故意に本件事故を生じさせたものとして矛盾がないとしました。

(3) 結論

原告は意図的にペダルを踏み込んだものと認めるのが相当であり、原告の負傷について、被告の安全配慮義務違反があったと認めることはできないとしました。

4 まとめ

冒頭で申し上げた通り、会社側が事故の存在自体を争ったり、労働者側の故意による自作自演の事故であると主張して争うことは簡単ではありません。もっとも全く無理というわけではなく、事案によります。私が担当した事件でも請求棄却となった事件が何件かありますが、例えば原告の主張が客観的事実、状況と整合していない場合には、原告の主張の信用性がかなり失われると思います。本件ではフットペダルが床18cmの高さにあり、よろけたり、間違っただけでひっかかってしまった程度ではペダルを踏めないという点が大きいと思います。現場の客観的状況との整合性という意味では、本件のように進行協議期日を使って裁判官に実際に現場を見てもらい、その場で原告側に説明させるという手法は効果的だと思います。また、原告が主張を変遷させることも、原告の主張の信用性を失わせることとなります。その点で、主張立証責任を負っている原告側に詳しい事故の状況を主張させ、被告としてはその不合理な点を指摘していくことも考えられます。労災隠しはいけません、労働者の主張に不合理な点がある場合は一度専門家に相談されると良いと思います。